

# 令和4年度第3回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 補足説明資料

## 諮問事項1 令和5年度事業計画（案）について

来年度は、「2 主要事業」として掲げた8つの事業を重点に取り組みたいと考えています。

以下、「3 個別の事業計画」の項目ごとに、事業の概要を説明します。

「(1) 収納率向上対策事業」です。

国保税は重要な財源であることから、収税対策室と連携しながら、「市税等徴収対策実施計画」に則り、①から⑥までの項目に取り組み、収納率向上に努めます。口座振替の一層の推進、令和2年度から開始したキャッシュレス決済の周知を広め、徴収率増をはかります。

「(2) 適用適正化対策事業」です。

被保険者資格の適用適正化は、国保事業を運用する上で、最も基本的なものであり、国保税の賦課、給付事業にも影響を及ぼす、極めて重要な事項です。

このため、今年度と同様に、①から⑥までの項目を実施します。

特に、②保険資格重複適用者対策では、マイナンバーカードの保険証利用の柱の一つであるオンライン資格確認システムを活用した、保険資格が重複していると思われる方に対しての、保険資格の異動手続きを行います。

「(3) 医療費適正化対策事業」です。

レセプト点検事業をはじめ医療費通知や、ジェネリック医薬品の普及促進など、①から⑥までの項目に取り組みます。

5年度は、柔道整復施術療養費に加えて、あんま、はり・きゅう・マッサージ療養費についても、業務委託によるレセプト二次点検を行う予定です。

「(4)木更津市第2期データヘルス計画の推進及び評価」「(5)木更津市第3期データヘルス計画の策定」です。

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」さらに「医療費の適正化」を目的とし、平成30年度から令和5年度までの6か年計画を推進するとともに、最終年度となりますので、全体評価を行います。

また、令和6年度からの新たな6か年計画を策定いたします。

「(6) 特定健康診査・特定保健指導事業」です。

本事業は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づくもので、「木更津市国

## 令和4年度第3回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 補足説明資料

民健康保険保健事業計画」、いわゆる「第2期データヘルス計画」に則り、実施します。

具体的には、生活習慣病及び重症化予防対策の強化を目標に、①、②の項目に取り組みます。

「(7)保健事業」です。特定健康診査の結果により、生活習慣病等の発症・重症化予防を図るため、保険指導を行います。また、短期人間ドック費用の助成を行い、健康の保持増進を図ります。

最後に「(8)広報啓発事業」ですが、国保制度の周知・徹底を図り、市民に国保への関心を持ってもらうことは、重要であることから、①から⑤までのとおり、様々なメディアを活用し、広報に努めます。

「事項別実施計画（案）」は、計画事業の詳細と実施の時期を記載しています。

### 諮問事項2 令和5年度予算（案）について

歳入について、被保険者数は減少傾向にあるため、国保税額の収入見込みは減額としています。令和4年度より歳入予算不足額が大きくなるため、財政調整基金（これまでの黒字分の積立）の繰り入れにより対応する予算としました。

歳出については、引き続き被保険者数の減少が見込まれるところですが、一人当たり医療費が高額となる70歳代の被保険者数が人数的にはピークに近い状態にあります。いわゆる団塊の世代が70歳代前半を迎えているためです。令和4年度から徐々に後期高齢者医療保険へ移行しているものの、保険給付費（医療費の保険者負担分）はわずかな減額としました。

予算積算の基礎とした国保加入世帯数、人数は以下のとおりです。

令和4年度当初予算時想定	国保世帯数 17,977	被保険者数 25,925 人
令和5年度当初予算時想定	国保世帯数 16,469	被保険者数 25,195 人
最新状況（令和4年12月末）	国保世帯数 17,447	被保険者数 25,592 人

歳入、歳出で前年度当初予算と比較して増減が多いものは以下のとおりです。

## 令和4年度第3回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 補足説明資料

(歳入)

05款	国民健康保険税	一般現年(医療)	5,799万8千円	減
	国民健康保険税	一般現年(後期)	1,914万8千円	減
05款	国民健康保険税	一般滞繰(医療)	2,838万2千円	減
25款	県支出金	普通交付金	1,167万1千円	減
40款	繰入金	財政調整基金繰入金	2億2,859万5千円	増

保険税は近年、被保険者数が減少傾向にあるため、減額といたしました。

県の普通交付金は支出した医療費の保険者負担分に合わせて交付されますが、医療費総額はわずかに減少する見込みであり、減額となっています。

財政調整基金繰入金は、令和4年度国保会計と比較して主に税収を減額し、歳入不足が増加すると見込まれるため、大幅な増額となっています。

(歳出)

10款	保険給付費	療養給付費(一般)	1,068万円	減
14款	国民健康保険事業費納付金			
		一般被保険者医療給付費分	4,127万9千円	増
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	9,019万5千円	増
		介護納付金分	2,468万4千円	減

保険給付費は医療費の保険者負担分であるため、医療費総額がわずかに減少する見込みであることから減額となっています。

国民健康保険事業費納付金は、千葉県全体の保険給付費に必要な額を各市町村の被保険者数や所得に応じて配分したもので、各市町村が県に納めるものですが、団塊の世代が徐々に75歳に到達し後期高齢者医療制度に加入することから後期高齢者支援金等分が大幅な増額となり、40歳以上の被保険者数が減少すると見込まれるため介護納付金分は減額となっています。

また、新型コロナウイルス関連の予算としては、傷病手当金について当初予算で100万円を計上しています。令和5年4月1日以降の国からの財政補助の延長はまだ決定しておりませんが、これまでの状況に鑑み計上したものです。

# 令和4年度第3回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 補足説明資料

## 報告事項1 令和4年度保健事業実績報告について

令和3年度の実施結果の国へ報告した数字が令和4年10月に確定しましたので、その結果について、データを中心に取りまとめました。

新型コロナウイルス感染症の影響もまだまだ続いていることもあり、個々の数字を見ると悪化しているものもありますが、同規模市の結果と比較すると良好な結果となっており、成果が上がっていると判断しています。

## 報告事項2 国保条例改正（案）について

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産育児一時金の支給額を、現行の42万円から50万円に増額するよう国民健康保険法施行令が改正される予定となっており、それに合わせ、木更津市国民健康保険条例の出産育児一時金の規程を改正するものです。

なお、本条例の施行は令和5年4月1日からとし、改正後の規定は、施行日以後の出産分から適用し、令和5年3月31日までの出産分については、従前の例によるとしています。